

第1条(目的・契約の範囲)

本サービスを利用する法人または個人事業主(以下「甲」という)と UNIT BASE株式会社(以下「乙」という)は、乙が運営する人材マッチングサービス「CORE MATCH(コアマッチ)」(以下「本サービス」という)を通じて甲に人材を紹介し、正社員雇用または業務委託による人材提供を行うことに関し、以下のとおり基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

1. 本契約は、甲の人材採用ニーズに対し、乙が有料職業紹介事業および業務委託契約による人材マッチングサービス「CORE MATCH(コアマッチ)」を提供することを目的とする。甲は乙に対し、正社員雇用候補者の紹介および業務委託契約での人材の紹介・提供(以下あわせて「人材紹介等」という)を委託し、乙はこれを本契約有効期間中、甲の求めに応じて実施するものとする。
2. 本契約は甲乙間の基本的な合意事項を定めるものであり、個別の人材紹介もしくは業務委託契約の都度、本契約を補完する個別契約(内定承諾書、業務委託個別契約書など名称を問わない)を締結できるものとする。なお、本契約に定めのない事項は法令および一般の商習慣に従うものとし、甲乙間で誠意をもって協議の上解決するものとする。

第1条の2(利用規約との関係)

1. 甲および乙は、本サービスに関し乙が定める「CORE MATCH企業ユーザー利用規約」が適用されることを確認する。ただし、当該利用規約の定めと本契約の内容に矛盾または抵触がある場合には、本契約の定めを優先して適用するものとする。
2. 乙は、本サービスの適正な運営のため、甲が提出または管理画面に登録する求人内容・企業情報等について、その内容が法令違反、不適切、虚偽、または乙の運営方針に適さないと判断した場合、掲載の拒否・停止を行うことができるものとする。
3. 乙は、本サービスの適正な運営およびマッチング機会の最大化のため、甲が本サービス上に登録または乙に提供した求人内容および企業情報を、本サービス上の候補者に対し、システム内表示、メール配信、その他乙が適切と判断する方法により共有・提供できるものとし、甲はこれを承諾する。

第2条(本サービスの内容)

1. 人材紹介の依頼: 甲が人材の紹介を希望する場合、求める人材の条件(職務内容、雇用形態(正社員または業務委託)、報酬額等)や期間その他の必要条件(以下「紹介条件」という)を、乙の指定する方法(書面または電子メール等)で提示し、人材紹介を依頼するものとする。
2. 候補者の選定・紹介: 乙は、紹介条件に適合し得る人材の中から当該条件に適うと判断した候補者(以下「候補者」という)を選定し、甲に当該候補者を紹介する。紹介された候補者を以下「応募者」という。乙は必要に応じ、甲と応募者との面談日程調整その他選考に関する支援を行うものとする。

3. 甲は、応募者との三者面談の実施にあたり、日程調整・情報提供その他選考プロセスに必要な協力を誠実に行うものとする。無断キャンセルその他不誠実な対応が認められた場合、乙は本契約および関連する個別契約の全部または一部を停止・解除することができる。
4. 選考と契約締結: 甲は、乙から紹介を受けた応募者について自らの責任で面接・選考を行い、採用または契約受入れの可否を判断するものとする。甲が応募者を適当と認めた場合、以下に定めるとおり甲は応募者との契約を締結するものとする。
 - (1) 正社員雇用の場合: 甲は自己の責任と判断において当該応募者との間で直接の雇用契約を締結する。また、甲は採用の決定後、乙に対し速やかにその結果を通知し、乙の求めに応じて当該応募者との雇用契約締結の事実および条件を書面等で確認できる資料を交付するものとする。
 - (2) 業務委託契約の場合: 応募者を業務委託人材(フリーランス等)として受け入れる場合、甲と乙との間で当該応募者に関する業務委託契約(以下「個別業務委託契約」という)を締結し、併せて乙と当該応募者との間でも業務委託契約を締結するものとする。これにより、甲は乙を介して当該応募者に業務を委託する形態(乙が受託者、応募者が実作業者)で人材活用を行うものとする。個別業務委託契約には、本契約の定めに加えて当該案件の具体的業務内容、成果物、納期、契約期間、稼働報酬(金額および算定方法)、検収方法等の条件を明記し、甲および応募者(受託者)はその条件に従い業務を遂行・履行するものとする。

第3条(法令遵守)

乙は職業安定法その他の関連法令を遵守して本サービスを提供するものとし、甲もまた応募者の選考・雇用受入れに際して関係法令を遵守するものとする。なお、乙は有料職業紹介事業許可および法令上必要な許認可を取得・維持していることを保証する。

第4条(直接連絡・直接契約の禁止)

甲は、本契約の有効期間中および本契約終了後1年間(以下「禁止期間」という。)、乙が紹介し、または乙が契約に関与した応募者について、乙の事前承諾なく、乙を介せずに直接取引(採用内定、雇用契約または業務委託契約等の締結、その他これらに準ずる行為を含む。)を行い、または第三者を介してこれと実質的に同等の取引(以下総称して「直接取引等」という。)を行ってはならない。

ただし、甲が、乙が指定する方法または乙の管理下(乙が同席もしくはCCされる連絡手段、乙が指定するシステム等)において、選考・面談その他本サービスの利用目的に必要な範囲で連絡・調整を行う場合、または乙の関与のもとで適法に成立した雇用関係もしくは契約関係の履行に必要な連絡・指示等を行う場合はこの限りではない。

万一甲が本条に違反して直接取引等を行った場合、甲は乙に対し、違約金として、当該応募者の理論年収に対する第7条第1項所定の紹介手数料相当額(業務委託契約として受け入れた場合は第7条第2項所定の業務委託採用報酬相当額)を支払うものとする。

なお、前項の違約金の支払いは、甲による本条違反の是正または当該直接取引等の有効性を何ら認めるものではなく、乙は必要に応じて差止め等の救済を求めることができるものとする。また、甲の違反行為により乙に生じた損害が当該違約金額を超える場合、乙はその超過分につき損害賠償を請求できるものとする（違約金は賠償額の一部前払金とみなす）。

甲が前項の違約金算定に必要な情報または資料を正当な理由なく開示しない場合、乙は、甲が提示した雇用条件・契約条件、当該応募者の申告、市場水準その他合理的な資料に基づき理論年収等を合理的に算定できるものとし、甲は当該算定に基づく違約金を支払うものとする。甲が当該算定に異議があるときは、甲が根拠資料を提出の上、甲乙協議する。

第5条（乙従業員等の勧誘禁止）

甲は、乙の役員、従業員または乙と契約関係にある業務委託者（フリーランススタッフ等）を、本人を通じてであるか第三者を介してであるかを問わず、乙に無断で自己の従業員として直接雇用したり、自己または第三者との業務委託契約等を締結したりしてはならないものとする。かかる行為は禁止期間を本契約有効期間中および本契約終了後1年間とする。

万一甲が本条に違反した場合、甲は乙に対し違約金として当該人物の直近12か月の報酬総額（給与・業務委託料を含む）の2倍（ただし最低金額500万円）を支払うものとする。

甲は、前項の違約金算定に必要な資料（雇用契約書・業務委託契約書・支払明細・振込記録等）を、乙の請求に応じて速やかに提出するものとする。

本条における「直近12か月の報酬総額」とは、乙が当該人物に対し、違反行為が発生した日から遡って12か月間に支払った給与、業務委託料その他一切の対価（賞与、手当、インセンティブ等を含む）をいう。

なお、当該期間が12か月に満たない場合は、直近の支払実績に基づく月平均額に12を乗じて算定する。

甲がこれを提出しない場合、乙は本人申告、求人条件、市場水準等に基づき合理的に算定でき、甲は当該算定に基づく違約金を支払うものとする。

なお違約金を支払った場合でも、甲による当該人物の直接雇用・契約の違法性が治癒されるものではなく、乙は必要に応じて差止め等の救済を求めることができるものとする。

また、甲の違反行為により乙に生じた損害が当該違約金額を超える場合、乙はその超過分につき損害賠償請求可能とする（違約金は賠償額の一部前払金とみなす）。

第6条（指揮命令系統および業務管理）

本条は、甲と乙との間で業務委託契約を締結し、応募者が乙の受託者として甲の業務に従事する場合の取り決めである。個別業務委託契約の下で甲に業務提供する者（応募者であり当該個別契約上の実作業受託者）を以下「受託者候補者」とも呼ぶ。

1. 指揮命令の禁止: 甲は、受託者候補者に対して直接に業務上の指揮命令を行ってはならず、業務に関する要望・仕様変更・質問等はすべて乙を経由して行うものとする。日常的な業務連絡や調整についても、可能な限り乙を窓口として実施するものとし、甲が受託者候補者に直接指示を出す必要が生じた場合は事前に乙へ相談する。
2. 業務管理責任者: 乙は、受託者候補者に対する業務指示・日程調整その他業務管理を統括する業務管理責任者を置き、当該責任者が甲との連絡窓口となる。業務管理責任者は、甲からの要望を取り次ぎ、受託者候補者の業務状況を把握して甲へ報告する役割を担う。
3. 成果物要求と禁止事項: 甲は、最終成果物の内容・納期・品質等の要件については乙に提示し協議することができるが、作業手順・工程・働き方(労働時間・場所等)について受託者候補者に直接具体的な指示をしてはならないものとする。受託者候補者の裁量に委ねる事項について甲が直接指示を行った場合、当該契約形態が労働者派遣や雇用契約とみなされるリスクが生じうることを甲は認識し、乙の指示に従い是正するものとする。
4. 進捗管理と報告: 乙は、受託者候補者の稼働状況および業務進捗を適切に管理し、必要に応じて甲に報告するものとする。甲および乙は、進捗上重大な問題が生じた場合には速やかに協議し、必要な是正措置について合意の上実施するものとする。

第6条の2(正社員紹介および採用)

甲が候補者を正社員として採用する場合、甲は乙に対し速やかにその旨を通知するものとする。応募者の就業開始日が確定した時点で、乙に対し紹介手数料支払義務が発生するものとする。

正社員紹介に関する早期離職時の取扱いは第8条(早期退職・契約解除時の返金保証)の定めに従うものとする。

候補者の採用に関する最終決定権は甲にあり、乙は特定の候補者の採用成功を保証しない。甲と採用された人材との雇用契約内容や労務管理については、甲の責任と負担において適法に行うものとし、乙は採用後の雇用関係について一切の責任を負わない。

第7条(紹介手数料・業務委託採用報酬および支払い条件)

1. 正社員採用時の紹介手数料: 甲は、乙から紹介を受けた応募者を正社員等として採用し当該応募者が甲に入社(就業開始)した場合、乙に対し紹介手数料として当該応募者の理論年収の25%(消費税別)を支払うものとする。ここで「理論年収」とは、当該応募者の月額基本給×12ヶ月分に賞与・各種手当(ただし通勤手当や時間外手当等の変動部分は除く)を加算した金額をいう。具体的な手数料額および理論年収の算定根拠は、応募者の内定時に乙が発行する契約締結確認書等により甲乙双方確認するものとする。
2. 業務委託契約時の手数料等: 甲は、応募者との間で第2条第3項(2)に基づき個別業務委託契約を締結する場合(＝当該応募者をフリーランス等の業務委託人材として受け入れる場合)、当該契約成立時に業務委託採用報酬として一律20万円(消費税別)を乙に支払うものとする。なお、業務委託契約に基づき受託者候補者に支払われる稼働報酬(業務委託料)については、甲がその月々の契約内容に応じた金額を乙に支払い、乙から受託者候補者に支払うものとする。

3. 業務委託採用報酬の請求権発生時期：前項に定める業務委託採用報酬の請求権は、原則として応募者の業務委託契約開始日から起算して1ヶ月が経過した時点で発生するものとする。ただし、個別契約において当該業務委託契約の契約期間が1ヶ月間単月（自動更新の定めがないものに限る）と定められている場合には、前項の定めにかかわらず、当該業務委託採用報酬の請求権は、業務委託契約開始日から起算して2週間が経過した時点で発生するものとする。
4. 支払条件：乙は、応募者の入社日（就業開始日）が確定した時点で、前各項の手数料について甲に対し請求書を発行するものとする。ただし、業務委託採用報酬については、就業開始日の属する月の翌月に請求書を発行するものとする。甲は請求書を受領した月の末日までに、当該手数料およびこれに対する消費税相当額を、乙指定の銀行口座へ振込送金する方法により支払うものとする（振込手数料は甲の負担）。甲が支払期日を経過してもなお手数料の支払いを行わない場合、甲は支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金（消費税を含む）を乙に支払うものとする。ただし、就業開始日から1ヶ月以内に、甲または当該人材の申し出により当該業務委託契約が終了した場合、当該案件に係る業務委託採用報酬は発生しないものとし、乙は請求しない（既に請求済の場合は請求を取り下げ、受領済の場合は返金する）。
5. 手数料の調整・充当：甲が応募者を一旦業務委託契約により受け入れた後に当該応募者を正社員として正式採用した場合、甲は乙に対し第1項に定める紹介手数料を支払うものとする。ただし、甲が当該応募者の業務委託契約成立時に乙へ支払った業務委託採用報酬20万円については、正社員紹介手数料から差し引いて精算するものとする。
例：応募者を業務委託契約で受け入れた後に正社員登用した場合、正社員紹介手数料額は「理論年収×25% - 20万円」とする。

第8条（早期退職・契約解除時の返金保証）

甲および乙は、乙の紹介または関与により採用した人材が、入社後早期に離職する事態に備え、以下の返金条件をあらかじめ定めておく。

1. 正社員紹介の返金：甲と応募者との間の雇用契約が、当該応募者の自己都合退職または当該応募者に起因する解雇により早期に終了した場合、乙は既に受領した紹介手数料の一部を下記に従い甲に返金する（乙が未だ手数料を受領していない場合は請求額を減額または請求自体を免除する）。返金対象となる期間および返金率は次のとおりとする。
 - 就業開始日から起算して1ヶ月以内に当該雇用契約が終了した場合：支払済手数料の100%を返金
 - 就業開始日から3ヶ月以内に終了した場合：支払済手数料の50%を返金
 - 就業開始日から3ヶ月を超えて終了した場合：返金なし（支払義務が未了の場合は全額支払）

※返金対象期間は、就業開始日から雇用契約終了日までの期間（休職等により実勤務がない日を含む）により判断します。

2. 業務委託の早期終了：業務委託契約開始から第7条第3項に定める期間（原則1ヶ月、単月契約時2週間）が経過する前に、甲または人材の申し出により契約が終了した場合、乙は業務委託採用報酬を請求しない。既に受領済みの場合は返金または翌月以降の報酬と相殺する。ただし、甲の責に帰すべき事由による終了は対象外とする。

なお、上記返金が行われた場合であっても、当該応募者の離職後に甲が代替人材の紹介を改めて希望する際には、原則として新たな紹介手数料(または業務委託採用報酬)が発生するものとする。

第9条(個人情報の取扱い)

1. 候補者情報の提供: 乙は、甲による応募者の選考に必要な範囲で、候補者・応募者に関する氏名、年齢、連絡先、職務経歴、スキル情報その他必要な個人情報(以下「個人情報」という)を甲に提供するものとする。但し、健康情報や他社への応募状況等、紹介条件と無関係な情報については本人の事前同意なく提供しないものとする。甲は提供された個人情報に基づき応募者を選考するものとし、必要に応じて乙に対し選考結果や進捗状況を適宜フィードバックするものとする。
2. 個人情報の守秘と利用範囲: 甲は、乙から提供を受けた応募者に関する個人情報を善良な管理者の注意義務をもって厳重に管理し、人材選考の目的のみに利用するものとする。甲は、本契約有効期間中および本契約終了後も、当該個人情報を選考業務に直接関与する自社担当者以外の第三者(親会社・関連会社や採用代行業者等を含む)に開示・漏洩してはならない。但し、甲が応募者の選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は事前に乙に書面または電子メールでその旨通知するものとし、当該第三者に対しても甲自らの場合と同等の機密保持・個人情報保護義務を負わせ適切に取り扱わせるものとする。
3. 選考終了後の取扱い: 応募者が採用に至らなかった場合、甲は当該応募者の個人情報の複製物・データを乙の指示に従い破棄または乙に返却するものとする。応募者が採用に至った場合であっても、甲は個人情報保護法その他法令を遵守し、本人の同意なく当初の選考目的を超えて当該個人情報を利用しないものとする。

第10条(秘密保持)

甲および乙(以下「当事者」と総称する)は、本サービスの提供または本契約の履行に関連して相手方より開示または知り得た技術上、営業上その他一切の非公開情報(以下「機密情報」という)について、本契約期間中はもとより契約終了後も厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面承諾なく第三者(本契約上の定義による応募者および受託者候補者を除く)に開示・提供しないものとする。機密情報には口頭・電子データ等有形無形を問わず情報一般が含まれるものとし、次の各号に該当する情報については本条の機密情報から除外する。

- (1) 相手方から開示を受ける以前に既に公知となっていた情報
- (2) 相手方から開示を受ける以前に既に自ら保有していた情報
- (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報(秘密保持義務を負わずに取得したものに限る)
- (5) 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報

1. 当事者は、相手方から開示された機密情報を本契約および個別契約の履行目的のみに使用するものとし、目的外利用しない。機密情報を取り扱う自社内の担当者についても必要最小限の範囲に限定し、厳重に管理させるものとする。
2. 当事者は、法令、行政機関の命令または有効な裁判所の命令により相手方の機密情報の開示を求められた場合、当該命令等に従い機密情報を開示することができる。但し、開示に先立ち速やかにその旨を相手方に通知し、開示範囲を可能な限り限定するため相手方と協議するものとする（事前の通知が法令等で禁じられている場合はこの限りでない）。
3. 当事者は、相手方の機密情報の複製物（電子データを含む）を、委託業務の遂行上不要となった場合、または相手方からの要請があった場合には、相手方の指示に従い遅滞なく廃棄または返却しなければならない。なお、バックアップデータ等で直ちに廃棄が困難なものについては、商取引上合理的な範囲で早期に削除・無害化するものとする。
4. 当事者は、相手方および本サービスの信用や社会的評価を不当に害する行為（SNSやブログ等への不適切な投稿を含む）を本契約期間中および契約終了後も行わないものとする。
5. 乙は、本サービスのプロモーション（導入事例としての紹介、乙のウェブサイト、営業資料、SNS、プレスリリース等への掲載）を目的として、甲の商号、会社ロゴ、および公開された求人情報を無償で利用できるものとする。ただし、甲から別途書面による拒絶の申し出があった場合は、乙は速やかに掲載を取り下げるものとする。

第11条（個別契約の成立）

1. 本契約は、甲と乙との間で締結される個別の業務委託契約に共通して適用される基本契約である。甲と乙は、本契約に基づき人材活用の個別案件ごとに個別契約を締結することができるものとする。職業紹介による直接雇用の場合、乙所定の内定通知書・紹介成約確認書等をもって個別契約に代えることができ、業務委託マッチングの場合には以下に定める書面もしくは電磁的方法によって個別業務委託契約を締結する。
2. 個別契約は、甲（委託者）が乙（受託者）に対し次の事項を記載した発注書面（電子メール等電磁的記録を含む。以下同じ）を乙指定のアドレス宛に送付し、乙がこれを承諾することにより成立するものとする。乙は、特段の事情がない限り書面受領後5営業日以内に承諾の可否を甲に通知するものとする。発注書面に記載すべき事項：
 - (1) 委託業務の具体的内容および成果物の仕様（業務範囲）
 - (2) 業務遂行期間（開始日および終了日または納期）
 - (3) 納入物の納入方法・納入場所（成果物の提出方法）
 - (4) 業務委託料（稼働報酬）の額および算定方法
 - (5) 業務委託料の支払方法・支払期日
 - (6) 検収方法および検収完了日
 - (7) その他必要事項（契約更新の条件、成果物に第三者素材・第三者知的財産を利用する場合はその旨等）
3. 本契約は、甲が本契約に同意の意思表示を行った時点で成立するものとする。甲による同意は、署名または記名押印によるほか、電子的な方法（ウェブフォームへのチェック・送信等を含む）によって行うことができる。成立後、本契約書は電磁的記録として作成・保管され、甲乙双方は書面による交付を要しない。
4. 本契約の規定と個別契約の規定との間に齟齬・抵触がある場合、個別契約の規定を優先して適用するものとする。ただし、本契約に定めのない事項については本契約の規定

が適用される。個別契約で本契約の特定条項の適用を除外または修正する場合には、当該個別契約書にその旨を明記するものとする。

5. 当事者は、個別契約で定める業務内容または成果物の仕様を変更する必要があるが生じたときは、甲乙協議の上、電子メールによる合意記録その他双方確認可能な方法で変更内容を書面化し、合意するものとする(必要に応じて変更契約書または覚書等を締結する)。

第12条(検収および契約不適合への対応)

1. 成果物の検査・受入れ: 個別契約に基づく成果物の納入があった場合、甲は乙または受託者候補者から当該成果物の引渡しを受けた日から起算して2週間以内に、その内容が個別契約の定める仕様・要件に合致しているか検査するものとする。甲が検査の結果、成果物が合致していないと判断した場合、当該期間内にその旨および不適合の内容を乙に書面(電子メールを含む)で通知しなければならない。甲が当該期間内に検査結果を通知しなかったとき、または乙に通知した不適合事項について乙が修補した成果物を甲が再受領後5営業日以内に再通知しなかったときは、当該成果物は契約内容に適合したものとみなし、乙から甲への成果物の引渡し義務は完了したものとする。みなし検収後または甲の検収合格通知後は、甲は成果物を正式に受領したものとみなす。
2. 不適合の場合の是正: 前項の検査において成果物が不合格(契約不適合)と判断された場合、乙(または受託者候補者)は速やかに当該不適合を是正するため必要な措置を講じ、甲に対し是正後の成果物を再納入するものとする。再納入後の成果物についても、甲は前項と同様の検査を行い、可否を通知する。再納入された成果物がなお契約不適合である場合、甲は当該個別契約の全部または一部を解除しうるほか、後述の損害賠償請求を行うことができるものとする(ただし乙および受託者候補者に故意・重過失がある場合に限る)。
3. 契約不適合責任と期間: 前項の場合のほか、成果物の引渡し後に契約不適合が判明した場合であっても、甲は引渡し完了日から1年以内に限り、乙に対し当該不適合に対する是正措置、または損害賠償を請求できるものとする。甲が当該期間内に乙へ通知をしないときは、乙の契約不適合責任を追及できないものとする。ただし、甲による提供資料の欠陥や指示内容の不備等、甲の責めに帰すべき事由に起因する不適合については、乙は責任を負わない。

第13条(知的財産権の帰属および保証)

1. 知的財産権の帰属: 個別契約の履行過程で創作または開発された成果物、成果レポート、プログラム、デザインその他一切の成果物(以下「成果物」という)に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む)、ノウハウ等の知的財産権は、乙または第三者が従前より保有する知的財産権を除き、原則として甲に帰属するものとする。甲が乙に対し当該業務委託料等の支払いを完了した時点で、当該成果物に関する知的財産権は当然に甲に移転し帰属するものとし、乙は移転のために必要な措置を速やかに講じる。乙は、著作物に関する創作者人格権(著作者人格権)を当該創作者(応募者を含む)に行使させないものとし、必要に応じて応募者との契約においても同様の取り決めを行うものとする。

2. 例外および利用許諾: 前項の定めにかかわらず、乙または乙と契約する受託者候補者が本契約締結以前から保有している技術・プログラム・ノウハウ・デザイン・テンプレート等や、第三者が権利を有する素材・情報等(以下「第三者素材等」という)を成果物中で利用した場合、それら第三者素材等に関する知的財産権は従前どおり当該権利者に留保される。ただし乙は、当該成果物を甲が利用する範囲内において必要な権限(利用許諾権)を有する場合は当該範囲で甲に利用許諾するものとし、そうでない場合は甲は自己の費用と責任において当該第三者素材等のライセンス契約等必要な措置を講じるものとする。乙は、第三者素材等を利用する場合には、その旨および権利処理の方針を個別契約書または発注書面上に明記するよう努める。また、乙および受託者候補者は、成果物の作成・利用・保存に関し第10条(秘密保持)の義務に従うものとする。
3. 第三者権利非侵害の保証: 乙は、甲に引き渡す成果物が、第三者の特許権、著作権、商標その他の知的財産権や肖像権、プライバシー権など一切の権利を侵害していないことを保証するものとする(ただし甲が提供した資料・情報に起因する部分についてこの限りでない)。万一、成果物が第三者の権利を侵害している旨の主張・クレームが提起された場合、乙は自己の費用負担と責任においてこれを解決するとともに、甲に生じた一切の損害(訴訟費用・和解金・弁護士費用を含む)を賠償するものとする。甲が当該第三者との紛争の当事者となった場合には、乙は甲の求めに応じて必要な協力をを行い、乙自らが当事者となるべく介入する等して円満解決に努めるものとする。
4. 権利表記: 甲および乙は、成果物に乙や受託者候補者の社名・氏名等のクレジット表記を行うか否かについて、個別契約において別途取り決めることができる。特段の定めがない場合、乙や受託者候補者は成果物上に自己の名称等を表示しないものとする。ただし、乙が当該成果物を制作実績として第三者に開示する場合(第10条第5項の許容範囲内で行う場合)には、甲の事前承諾を得た上で、相手方の了解する範囲・方法に限り名称や概要を示すことができるものとする。

第14条(契約期間および終了)

本契約の有効期間は契約締結日から開始し、いずれか一方の当事者から本契約を終了する旨を書面または電子メールで相手方に通知するまでとする(最低利用期間の定めはない)。甲または乙は、相手方に対し書面または電子メールで通知することにより、本契約をいつでも解約(将来に向かっての契約終了)することができる。但し、解約の効力は相手方がかかる通知を受領した日から30日を経過した時点で発生するものとする。なお、本契約の解約手続が行われても、既に進行中の応募者の紹介手続きや有効な個別業務委託契約が存在する場合、当該手続や契約についてはその完了または終了時点まで本契約の規定が適用されるものとする。また、解約に伴い本サービスの利用を終了した場合、乙はCORE MATCH(コアマッチ)上に掲載されている甲の求人情報・企業情報を速やかに非公開化するものとする。

1. 前項にかかわらず、甲または乙が本契約または法令上の義務に違反し、相手方による契約の継続が困難と認められる重大な事由が生じた場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除(強制終了)することができるものとする。本契約の解除により相手方に損害が生じた場合、違反当事者はその賠償責任を負うものとする。
2. 甲または乙の一方について、次の各号の事由がひとつでも発生したときは、相手方当事者は何らの通知催告を要することなく直ちに本契約および未了の個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払停止・支払不能となったとき
 - (2) 自らについて破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続の申立てがなされたとき
 - (3) 資産・信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき(差押え、仮差押え、滞納処分等を受けた場合を含む)
 - (4) 解散、事業の全部または重要な一部の譲渡、合併(吸収合併・新設合併)決議を行ったとき
 - (5) その他相手方が本契約を継続し難い重大な背信行為を行ったとき
3. 本契約が期間満了、合意解約または解除その他の理由により終了した場合であっても、本契約期間中に成立した各個別契約に基づく権利義務および、本契約に基づく支払義務(未払の手数料、違約金、損害賠償債務等)は存続し、当該権利義務が履行完了または消滅するまで本契約の規定が適用されるものとする。また、本契約終了後においても、第4条(直接連絡・直接契約の禁止)に違反して応募者との直接取引が行われた場合、乙は第4条に基づき違約金および損害賠償を請求できるものとする。

第15条(業務委託契約に関する特則)

本条は、甲と乙との間で締結する個別業務委託契約全般に適用される特則であり、各個別契約において特段の定めがない限り以下の条件が適用されるものとする。

1. 最低契約期間と自動更新: 個別業務委託契約の最低契約期間は1ヶ月とする。契約期間満了日の30日前までに甲乙いずれからも書面または電子メールによる終了の意思表示がない場合、契約期間は1ヶ月ごとに自動更新され、以後も同様とする(双方から終了希望の通知があるまで自動的に1ヶ月単位で更新)。甲または乙が契約を終了させたい場合、更新日の30日前までに相手方へ書面または電子メールでその旨通知するものとし、当該通知がなされた契約期間の満了をもって契約は終了する。最低契約期間中に甲が一方的に契約を解約する場合、原則として最低1ヶ月分の稼働報酬は支払うものとする。
2. 契約期間中の協議調整: 個別業務委託契約の履行期間中、甲と乙は協議の上で業務内容や稼働条件の変更・調整を随時行うことができるものとする。甲は乙に対し、受託者候補者の業務遂行状況について適宜フィードバックを提供し、円滑な協力関係の維持に努める。また、受託者候補者に関して重大な問題が発生した場合、甲乙は速やかに相互連絡し、必要な措置について協議・実施するものとする。乙は、必要に応じ受託者候補者との契約条件の見直しや交替提案等を行い、甲の事業への支障を最小化するよう努める。

第16条(通知および合意方法)

本契約に基づく通知または意思表示は、書面交付、電子メール送信または甲乙双方が合意したチャットツール上での送信により行うものとする。電子メールその他電磁的方法による通知は、相手方当事者の指定アドレス宛に送信された時点で到達したものとみなす(ただし到達した日が相手方の休日に当たる場合は翌営業日に到達したものとみなす)。甲および乙は、相手方に通知した連絡先情報(住所、メールアドレス、電話番号等)に変更が生じた場合、速やかに相手方へ当

該変更を通知するものとする。当該通知がなされなかったことにより相手方からの連絡が不到達となっても、相手方から発信した時点で適切に通知されたものとみなす。

第17条(契約上の地位および権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位もしくは本契約に基づいて生ずる一切の権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。但し、事業譲渡や会社分割その他組織再編に伴う包括承継の場合については、速やかに相手方へその旨を書面で通知するものとする。

第18条(責任の限定・免責)

1. 適合性等の保証範囲: 乙は、甲に紹介・提供する人材の適性・能力、経歴、成果物の完全性等について、その正確性・適合性を保証するものではない。乙は職業安定法その他関連法令を遵守の上、データベースとノウハウに基づきマッチングに努めるが、最終的な採用の可否判断や契約締結判断は甲自身の責任と裁量で行うものとし、乙が紹介した人材が甲の期待する成果を必ず達成することや、提出された成果物が完全無欠であることを保証するものではない。
2. 乙が甲に提供する候補者・応募者に関する経歴、職務経験、保有資格、スキルその他の情報は、原則として当該本人からの申告内容および公知情報等に基づくものであり、その完全性・真実性について乙が保証するものではない。甲は、採用選考または契約締結に先立ち、必要に応じて本人確認、経歴・資格等の真偽確認その他の調査を自らの責任と負担において行うものとする。候補者・応募者による虚偽申告その他の不実表示に起因して甲または第三者に損害が生じた場合、当該紛争は甲と当該候補者・応募者との間で解決するものとし、乙は故意または重過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとする。
3. 採用後または契約開始後に、人材のスキル不足、レジュメ内容との相違、面接時の発言との不一致、性格の不一致、カルチャーミスマッチ等が判明した場合であっても、乙はこれに起因して甲に生じた損害(採用コスト、教育コスト、逸失利益、第三者への賠償等を含む)について一切の責任を負わないものとする。
4. 債務不履行および不法行為責任: 甲および乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方または第三者に損害を与えた場合、民法その他法令の規定に従いその損害を賠償する責任を負うものとする。但し、乙の債務不履行責任については、軽過失による場合には免責されるものとし、乙が甲に対し損害賠償責任を負う場合、乙の故意または重過失による場合を除き、その賠償額は、損害発生の日直近1年間において甲が乙に支払った手数料(紹介手数料および業務委託採用報酬)の総額を上限とする。また、特別損害、間接損害、逸失利益については互いに賠償義務を負わないものとする。
5. 紛争発生時の対応: 本サービスの提供または人材紹介等に関連して、応募者その他第三者との間で紛争・苦情・クレーム等が生じた場合、甲および乙は速やかに相互に通知し、誠意をもって協議の上その解決に当たるものとする。乙は、応募者や受託者候補者から苦情の申し出があった場合、迅速に事実関係を調査し、必要な是正措置を講じて甲および当該申出者に説明するものとする。一方で、本サービスを通じた人材の選考・雇用・業務委託取引に関して甲が負う法的責任や費用(例: 応募者からの労務に関する請

求、受託者候補者からの契約上の請求等)は、法令上乙に責任が認められる場合を除き、甲が自らの責任と負担において対処するものとする。甲は、乙からの求めに応じて紛争の処理状況について報告し、必要な協力を行う。

6. 不可抗力: 天災地変、感染症の蔓延、火災、停電、通信回線の障害、政府機関の命令その他当事者の合理的支配を超える事由により本契約上の義務の履行が遅延または不能となった場合、当該当事者はその責を負わないものとする。但し、不可抗力の発生時には遅滞なく相手方にその旨通知し、被害の拡大防止および影響の最小化に努めるものとする。義務履行不能となった場合でも、本契約の存続部分については引き続き有効とする。

第19条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、現在そして将来にわたって、自らおよび自らの役員・実質的経営者・関係者等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当せず、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、不当に反社会的勢力を利用している関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金提供や便宜供与を行うなどの関与をしている関係を有すること
- (5) 自らまたは第三者を利用して相手方に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いていること
- (6) 自らまたは第三者を利用して相手方の業務を妨害し、または相手方の名誉・信用を毀損していること

1. 甲または乙の一方について、前項の表明・確約に反する事実が判明した場合、他方当事者は何らの催告を要せず直ちに本契約および関連する未了の個別契約を解除することができるものとする。当該解除により生じた相手方の損害について、解除権を行使した当事者は一切賠償責任を負わない。また、解除された当事者はこれに異議なく応じるものとし、解除により相手方に生じた損害を賠償する責任を負う(違約解除による損害賠償請求権は本条の定めにより妨げられない)。

第20条(準拠法および合意管轄)

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。本契約に関連して当事者間で紛争が生じ、協議によっても解決しない場合、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに甲乙双方合意する。なお、本契約の紛争解決にあたっては、契約書の日本語版を正文とする。

第21条(存続条項)

本契約が終了または解除された後も、有効期間中に成立した個別契約が存続する限り本契約の規定は当該個別契約に適用されるほか、以下の条項は法律上許容される限度で引き続き有効に存続するものとする。第4条(直接連絡・直接契約の禁止)、第5条(乙従業員等の勧誘禁止)、第7条(紹介手数料等)第1項および第4項、第8条(早期退職時の返金)、第9条第2項(個人情報の守秘義務)、第10条(秘密保持)、第13条(知的財産権)第3項、第18条(責任の限定)、第19条(反社会的勢力排除)、第20条(準拠法と管轄)並びに本条の規定。加えて、契約期間中の債務不履行に関する責任や損害賠償条項、違約金支払義務条項については、本契約終了後もその履行・完了まで存続するものとする。また、本契約終了後といえども、本契約に基づく権利義務の存続期間中に知り得た情報については第10条の秘密保持義務が継続して適用される。

以上